

平成 16 年度事業の進捗点検に関わる意見書（案）

淀川部会

計画

【河川整備計画策定・推進】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系
●基礎原案（具体的な整備内容） 地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。 河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スライズ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。 まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。			
＜基礎原案への意見＞ 「河川レンジャー（仮称）」は、住民参加という観点から、河川管理を側面から支援しようとするもので、地域の特性に応じた役割や位置づけを十分検討しながら試行を進め、河川に関わる文化活動や自然保護活動にも役立つように発展させる必要がある。 提言の趣旨を尊重した「河川レンジャー（仮称）」制度の検討を高く評価する。流域委員会はこれを支援し、河川管理者とともにこれら住民参加に向けた活動を大切にしたいと考える。 「河川レンジャー」が活動する琵琶湖・淀川水系の河川・湖沼は、それぞれ水域や地域の特性が多様であるため、河川管理者はその呼称を含め、水域や地域の特性を反映したある程度自由な活動を許容する配慮が必要である。 「河川レンジャー」の役割・権限・人材の確保や育成については今後の検討課題である。「河川レンジャー」の制度、水系・流域を視野においた規則、指針、計画、研修、技術、安全確保などの点において一貫した取組みも必要である。このため、この新たな制度が有意義かつ安全に育成・展開できるよう各流域の「河川レンジャー」の交流と役割強化を担う「河川レンジャー支援センター（仮称）」の設置を検討する必要がある。また、水系内の各河川に設置される「河川レンジャー」の交流・連携をはかり、共通の目標を住民・住民団体などの参加により協働して進めるなど、自主的な活動に取り組むための「河川レンジャー会議（仮称）」の設置を検討することが望まれる。 「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」において、試行的活動を通して検討する取組みが進められているが、淀川水系の各地においても、「河川レンジャー」の検討・試行を早期に進めることが望まれる。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系
●基礎案（具体的な整備内容） 地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。 河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スライズ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。 まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。 また、桂川、猪名川、瀬田川等においても同様の検討を行う。			
＜事業進捗報告への意見＞ 淀川河川事務所が平成15年9月に宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会を設置し、「河川レンジャー」実現に鋭意取り組んできたことを高く評価する。懇談会の委員の意見をもとに、現場での活動から得られた成果をフィードバックしつつ「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）」が作られた。同案には河川レンジャーの役割、構成、活動範囲、任命基準、活動内容、定員、任期、報酬、事故発生時の責任、この制度を円滑に整合性をもって運営するためのつぎのようなしくみなどが提案された。 （1）淀川管内河川レンジャー検討懇談会～管内各河川の河川レンジャー運営会議からのからの報告・提案を受け提言を行う公開の諮問機関。			

(2) 河川レンジャー運営会議～管内各河川における河川レンジャーの運営のための討議、意思決定の場。

(3) 河川レンジャー会議～管内各河川の河川レンジャーの情報交換、意見交換の場。

また、管内各出張所に順次河川レンジャーを設置して行くためのスケジュールについても言及され、実現に向けた具体案が示したことは適切である。

これらの試行は、河川レンジャーの実現に向けて着手したばかりの現時点で考えられる大方のことを想定しており、いずれも評価できる。しかし、今後の河川整備や河川管理に関して、住民と行政の間に介在し、両者の考え方や立場をよく理解してコーディネータ（調整者・仲介者・対話促進リーダーなど）の役割を担うとともに、河川に関する知識や情報の伝達、普及を図り、さらに不法投棄・河川利用・水難防止・災害による被害の回避・軽減など広い範疇の役割を担う河川レンジャーを地域に根付かせるためには、次に挙げるような、乗り越えるべき多くの課題が存在する。

今後の課題

①河川レンジャーに相応しい人材を発掘する手法の開発。

- ・河川の特長、自然体験活動などの知識・経験を有する人
- ・総合的判断能力・統率能力があり、熱意と責任をもって業務に精励する人
- ・中立的緊張感をもって行政に臨むことができる人（行政の代弁人ではない。）

②河川レンジャーの権限の明確化

③河川レンジャーの待遇

④他地域のレンジャーとの整合性ある取り組みの実施

- ・交流・情報交換

⑤進化・システム開発

- ・スキルアップ・研修～座学・視察見学

⑥行政との関係

- ・行政担当者の転勤

⑦行政から河川レンジャーへの河川行政情報の提供システム

河川管理者は、住民参加推進のための取り組みの一貫として、自由な発想とゆとりある対処、今後一層の努力とその継続により、これまでの行政主導による河川整備や河川管理から住民やNPOとの共働による河川整備・河川管理へと転換するためにこの制度を育成・活用されるよう期待する。

環境

【河川環境】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-6 (赤川地区)	5. 2. 1	横断方向の河川形状の修復を実施（赤川地区）	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所の切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・高水敷を切り下げ凹凸のある水陸移行帯を創出する。 ・寄り州上を上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域を創出を図る。 面積：約 2ha			
＜基礎原案への意見＞ 横断方向の河川形状の修復（赤川地区）は、早期実施が望まれる。 この地区の高水敷に水域をつくることは、川にとっても有意義であり、事業の推進に期待する。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-6 (赤川地区)	5. 2. 1	横断方向の河川形状の修復を実施（赤川地区）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） かつて淀川にあったたまりを再生するため、干陸化した箇所の切り下げを実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・高水敷を切り下げ凹凸のある水陸移行帯を創出する。 ・寄り州上を上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域を創出を図る。 面積：約 12ha			
＜事業進捗報告への意見＞ 赤川地区は、現在は干陸化しているが、かつては上流の城北ワンド群と連続してたまりがある冠水帯が存在した地区である。 この上流に存在する城北ワンド群は、淀川大堰完成後は、ワンド周辺の浅場が減少し、水位変動が少なくなり、出水時の攪乱がなくなったことから、ワンド群とその周辺環境の劣化が著しく進行した。こうした干陸化した場所に冠水帯を復元させる当該事業に期待するところは大きい。この事業は、高水敷を切り下げ、水陸移行帯を創出することであるが、寄り州に上流から下流へ流水を起させるためには、大川や淀川への放流量増なども考える必要がある。現地が湛水状態のままでは上流から下流への流水の可能性は考えられない。したがって、本流に流れを呼び、いかに攪乱を生じさせるかが問題であり、整備シート「環境－3 5・3 6」と併せて、調査・検討がなされるべきである。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-8 (海老江地区)	5. 2. 1	横断方向の河川形状の修復を実施（海老江地区）	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・低水路部の盛土による干潟造成 ・造成後の事後調査 (魚類、底生動物、植物、底質、水質等) 面積：約 4ha			
＜基礎原案への意見＞ 横断方向の河川形状の修復の実施（海老江地区）は、早期実施が望まれる。 比較的浅い低水路のある本地区に盛り土で干潟を整備することは評価できる。現在、新淀川は増水時の放水路になり、汽水域となっていないため、新淀川に常時水が流れるようにし、汽水域の干潟にするべき			

である。

干潟後背地のヨシ原の保全と回復に期待する。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-8 (海老江地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) かつて淀川にあった干潟の再生を目指し、低水路の盛土による干潟の整備を実施する。 ●事業の数量・諸元等 ・低水路部の盛土による干潟造成 ・造成後の事後調査 (魚類、底生動物、植物、底質、水質等) 面積:約4ha <事業進捗報告への意見> 海老江地区の干潟を整備することは評価できる。 しかしながら、淀川は増水時の放流水路になり、汽水域になっていないため、淀川に常時水が流れるようにし、汽水域の干潟にすべきである。 今後は、干潟形状の変化と生物相の関係など、モニタリングの結果を参考にしながら、淀川大堰から常時、どれだけの水を流すことができるのかを検討し、川本来の河口として、汽水域と、その生物相を復活させる方向で進めてほしい。 なお、造成後の事後調査に際し、整備内容に対してフィードバックできるモニタリングが必要であって、単に、植生分布調査、植物相調査、群落組成調査、植生断面図作成などの抽象的な表示ではなく、施工方法を評価し施工実施に反映できるモニタリング計画を示しておくべきである。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
●基礎原案(具体的な整備内容) <基礎原案への意見>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-10	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(下津屋地区)	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) ・かつての砂河川の形状の再生を図るため、干陸化した河床の切り下げを実施する。 <事業進捗報告への意見> 下津屋地区は、横断方向の河川形状の修復と、堤防補強をも同時に行っている場所と理解する地区である。整備内容シートの記載内容と今回の進捗状況を対比すると、堤防補強(治水対策)は実施されているのは確かであるが、検討中とされている横断方向の河川形状の修復(環境対策)については、検討中とされており、早急に結論を出し、事業を実施に移すべきである。 また、高水敷の切り下げに当たっては、地域住民に対しては、堤防のり面の安全性も含め、環境保全・再生の面からの必要性等を十分説明すべきである。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-17	5.2.1	縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)	桂川支川小泉川

●基礎原案(具体的な整備内容)

現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。

●事業の数量・諸元等

落差工の修繕

魚道の設置

＜基礎原案への意見＞

縦断方向の河川形状の修復の実施（魚類の遡上・降下）（小泉川）は、小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急に実施し、モニタリングを行い、今後の類似事業に役立てるべきである。

魚や甲殻類の遡上を妨げている落差工に新たに魚道を整備することは大変意義のある取組みである。小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急に実施し、モニタリングを行い、今後の類似事業に役立てるべきである。

なお、環境-17～25 に共通する留意事項を以下に示す。

- ・多様な魚種・甲殻類が遡上・降下できるように構造改善することが重要である。
- ・魚道が有効な機能を発揮するためには、施設整備にあたっては、農業者、漁業者、学識経験者、地域住民等による委員会を設置して技術面、運用面について検討を行うことが重要である。また、整備後には、関係漁協や地域住民の参加と協働による維持管理が重要である。
- ・魚道の検討にあたっては、魚類等の遡上・降下のモニタリングを、長期的かつ詳細（異なる時間帯、水量、変動パターンなどの条件下で）に実施するべきである。
- ・検討や整備の対象として、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等も含めるべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-18	5.2.1	縦断方向の河川形状修復の実施（魚類の遡上・降下）	桂川支川小泉川

●基礎案（具体的な整備内容）

現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。

●事業の数量・諸元等

落差工の修繕

魚道の設置

＜事業進捗報告への意見＞

小泉川は、現場調査においても、日常的に水量の少ない小河川である。

そこで、当該魚道設置の魚道設置イメージ図や、事業の数量、諸元等を見る限りでは、魚道完成後、水は魚道中央部の蛇行部を流れることが予測され、水量が十分であれば生息する魚類、甲殻類の移動には十分と思われる。ただしこの魚道は、水の少ない小河川の割には、構造的に過大すぎる感が強い。

ここでは、落差工の修繕に合わせての魚道の設置になっていることから、落差工の過大設計に端を発していると思われる。したがって、落差工も含めて、もう少し簡単な構造で、且つ機能的にも効率の良い形での設計であってほしい。

また、整備の効果として、地域との連携の中で、移動経路の重要性を理解してもらうことや、日常の自然観察等の調査、監視を協同でやっていくという点に関しては、施工にあたって河川敷の自然環境の保全に留意し、利用者が興味深く現場（小泉川）を訪れることができるよう配慮することが望ましい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-21	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）	木津川上流

●基礎原案(具体的な整備内容)

現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。

●検討内容 ・ 該当個所での河川環境の現況調査 (対象となる魚類、植物等の選定、生息環境の検討など) ・ 魚類の移動・分布からみた現況施設形状検討(機能性、維持管理、将来予測等) 【施設管理者】 キトラ井堰＝甲寅用水水利組合、鹿高井堰＝宇陀川用水改良区、大河原発電所取水堰＝関西電力、相楽発電所取水堰＝関西電力、高岩井堰＝高岩井堰水利組合、ナルミ井堰＝室生村			
＜基礎原案への意見＞ 縦断方向の河川形状の修復(魚類の遡上・降下)(木津川上流)は、検討を進め、比較的容易に実施できるところから早急に実施に移す必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-22	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	木津川上流
●基礎案(具体的な整備内容) 現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。 ●検討内容 ・ 該当個所での河川環境の現況調査 (対象となる魚類、植物等の選定、生息環境の検討など) ・ 魚類の移動・分布からみた現況施設形状検討(機能性、維持管理、将来予測等) 【施設管理者】 キトラ井堰 甲寅用水水利組合 鹿高井堰 宇陀川用水改良区 大河原発電所井堰 関西電力 相楽発電所井堰 関西電力 高岩井堰 高岩井堰水利組合 ナルミ井堰 室生村			
＜事業進捗報告への意見＞ 魚道は水量が少ない時が最も重要で、堰・落差工に魚道または魚道に替わる河床構造への改良が望まれる。木津川は堰が少なく、魚は、淀川大堰を通過できれば、相楽発電所堰の魚道改善により伊賀上野まで遡ることが可能となる。2年前の大堰魚道のフラップゲート改善によって、るアユ・ボラ等の遡上効果を上げている。相楽発電所堰の魚道改善として、隔壁、「呼び水」水路の改善、モクズガニ遡上用ロープ設置などの改修等を上流対策より優先させ伊賀上野まで遡上可能とすることが望まれる。なお、上記の修復検討には、魚道専門家、農・漁業関係者、住民等も加えた技術面・運用面両面の検討が可能となるような会議体の設置が望まれる。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-26	5.2.1	魚類等の遡上・降下可能な方策を検討	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) ・ 既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下可能な方策を検討する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●検討内容 ・ 対象魚種の選定 ・ 魚道での対策施設の検討 効果 施設配置 ・ 魚道での対策不可の場合の代替案の検討			
＜基礎原案への意見＞ ダムにおける魚類の遡上・降下可能な魚道の設置については、慎重な検討が必要である。			

既設の堤高の高いダム（ハイダム）における魚類等の遡上・降下の回復については、莫大な費用を要する割には、効果について疑問があり、まず有効な代替案の検討を優先するべきである。流域全体を視野に入れ、ダムが引き起こす不連続による影響と魚道設置の費用と効果等も勘案し、場合によっては魚道設置を断念することも視野に入れたうえで検討されたい。

また、青野ダム（兵庫県武庫川水系）のような先行事例の効果を十分検証するなど、判断のための情報の収集・蓄積と検討も進めて頂きたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-27	5.2.1	魚類等の遡上・降下可能な方策を検討	既設ダム

●基礎案（具体的な整備内容）

- ・既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下可能な方策を検討する。
瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布日ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

●検討内容

- ・対象魚種の選定
- ・魚道での対策施設の検討
効果
施設配置
- ・魚道での対策不可の場合の代替案の検討

＜事業進捗報告への意見＞

ダムに関する検討は今後の最大対応課題である。影響調査は、水質面および生息・生育生物面での連続性欠除要素についての確認調査の両者を、早急に同時実施することが必須条件である。まず、ダム直下およびダム上流の流入河川の連続性の検討と、ダム湖における高度な水質浄化システムの導入検討と同時に、ダム下流への流砂泥流下の復元・再生の対策検討が必要である。ハイ・ダムによる魚類等生物の遡上・降下の遮断を解消・再生することは最大の重要課題であり、「天ヶ瀬ダム魚類等遡上降下影響評価検討委員会」の設置による取り組みは評価でき、その成果が待たれる。ダムへの魚道は、技術には、一部は閘門式で対応可能であろうが、落差高のある場合はリフトあるいはエレベータ式魚道で対応せざるをえず、コスト的には魚槽トラックでダム下流への運搬に頼らざるをえない場合も視野に入れて検討すべきである。なお、上記の方策検討には、魚道工学・水産経済学の専門家を加えた検討会議が望まれる。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実施（淀川大堰）	淀川

●基礎原案（具体的な整備内容）

春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作の試行を実施する。

淀川大堰

●試行内容

- ・春季～夏季（5月～6月）にかけて水位を低下させて維持する。
- ・湛水域ワンドの水質改善等のため水位変動操作の実施。
- ・操作時の環境モニタリング調査
（水質・底質・魚介類等）

＜基礎原案への意見＞

水位操作の試行（淀川大堰）は、継続的な実施への移行が必要である。

劣化した城北ワンド群の水質改善のための水位操作は、既に2年間試行されているが、これまでの成果と反省点を明確にし、継続的な実施が望まれる。

なお、以下の事項についても早急に検討する必要がある。

- ・淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川の維持流量の見直し
- ・淀川大堰の汽水域の生物に配慮した放流量や、アユ等の遡上を促すための自然流況に近い放流などを行うための堰の操作方式

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実施（淀川大堰）	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作を試行する。 淀川大堰 ●試行内容 ・春季～夏季（5月～6月）にかけて水位を低下させて維持する。 ・湛水域ワンドの水質改善等のため水位変動操作の実施。 ・操作時の環境モニタリング調査（水質・底質・魚介類等） ＜事業進捗報告への意見＞ 本調査は今後も継続して実施する必要がある。これまでの試行によって、コイ・フナの産卵行動が確認できたことは有意義であった。しかし、これらのワンド内の水環境は水位の操作のみで保たれるのではなく、それぞれの水位に伴う流れ－攪乱－がないと保たれないのではないかという懸念がある。水が滞留すると、ほぼ数年で陸化して植生の侵入が始まること、水質や底質の改善効果が逆行し元の状態に戻ることが認められている。この点で、新たな調査項目として、水位の操作と共に定期的な流れを起こさせることを提案したい。また、環境モニタリングは操作時のみではなく、各季節を通じて実施して、産卵行動につづく稚魚の確認にまで継続すべきである。さらに、イタセンパラの増殖に不可欠なイシガイ・ドブガイなどの二枚貝の消長をも併せて追跡すべきである。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-35	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 淀川大堰 ●検討内容 ・諸調査の実施、及び維持流量の検討 ・大堰下流の生物調査 ・対策手法の検討 ＜基礎原案への意見＞ 淀川大堰における河川環境上必要な水量を検討することは重要であり、必要な諸調査を早急を実施することが必要である。 大川（旧淀川）等の環境を考慮しながら常時放流を検討することは緊急の課題であり、干潟の復活を含めて、早期の調査・実施が望まれる。また、神崎川の水質・底質を改善するための淀川からの送水量は、大川（旧淀川）への送水量とのバランスを考慮して見直すことが重要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-35	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。 淀川大堰 ●検討内容 ・諸調査の実施 ・大堰下流の生物調査 ・対策手法の検討			

＜事業進捗報告への意見＞

本調査は継続実施する必要がある。大堰下流の環境が生物にとって厳しいことは現状の通りである。大堰下流部から河口までの河川環境は大堰操作のために単純化して、海水と淡水との混ざり合いが阻害されていることに象徴されこれが大きな問題である。生物多様性を望む立場からは大堰からの下流への放流量が魚道のみであることが原因であることは衆知の通りである。大堰の操作を見直して、放流量を増やすべきである。そのさい、季節ごととか、年間に何回かの放流を行い、それぞれのケースごとに環境モニタリングを実施して、これらの結果から適正な維持流量を模索すべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川については早急に着手する。 淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川 ●検討内容 ・諸調査の実施、及び維持流量の検討			
＜基礎原案への意見＞ 淀川大堰下流・大川・神崎川において河川環境上必要な水量を検討することは重要であり、必要な諸調査を早急に実施することが必要である。 環境-33.34に同じ			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川
●基礎案（具体的な整備内容） 流域における水質汚濁対策効果等を考慮して維持流量を検討する必要がある淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川については早急に着手する。 淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川 ●検討内容 ・諸調査の実施			
＜事業進捗報告への意見＞ 環境－35と関連のある調査である。市街地を流れる河川であるからこそ、水質汚濁などの環境の悪化は避けるべきである。そのために必要な流量を検討をするために、現在実施中の試行によるそれぞれの環境モニタリングの結果を検討し、修正が必要であれば、さらに、流量とその組み合わせを変えて試行することを積み重ねて、今後数年間は継続して調査を実施して、可及的にその結果を明らかにして、適正な維持流量を決めるべきである。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-45	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム
●基礎原案(具体的な整備内容) 河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。 土砂移動の連続性の確保 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ●調査内容 ・土砂移動の連続性の阻害がもたらす影響の検討 ・下流への土砂供給の検討 ・土砂供給が下流河川環境へ与える影響の検討			

＜基礎原案への意見＞

土砂移動の障害を軽減するための方策の検討は、土砂移動の連続性の確保を基本として検討を進める必要がある。

「総合土砂管理方策の検討」を取り上げたことは時宜を得たものであり、成果に期待する。とくに、ダム内の堆積土砂除去作業時の濁水対策、生物の生息環境を破壊しないダム土砂排除方法についての検討が必要である。

土砂移動の連続性を確保するためのさまざまな手法、代替案の検討が必要である。検討にあたっては、河川全体の土砂収支を重視し、具体的方策、費用、期待される効果などを明らかにする必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-47	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム

●基礎案（具体的な整備内容）

河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果を踏まえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。

土砂移動の連続性の確保

- (1) 瀬田川・宇治川 天ヶ瀬ダム、
- (2) 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

●調査内容

- ・土砂移動の連続性の阻害がもたらす影響の検討
- ・下流への土砂供給の検討
- ・土砂供給が下流河川環境へ与える影響の検討

＜事業進捗報告への意見＞

本来、河川の土砂移動は、河川・海面・湖面の環境保全に必要であり、現状においては既存ダムが持つ弊害の軽減策を取り入れざるを得ない。軽減策として、浚渫－運搬方式、トンネル方式など各種の方策が提案されているが、土砂移動障害は河口周辺への土砂供給減少による海岸侵食原因となるほか、「飢えた水」が河川部でのアーマー化（地盤露出化）の原因ともなり、時にはダム自体の流入部手前で河床高化による流水位の上昇の原因を作ることもある。従って、軽減策のうち貯砂ダムの併置案は賛成できない。バイパス排砂、可動ゲートによる排砂が望ましいが、布目ダムでの置土フラッシュ流下実験結果についての詳細説明を待って意見を述べたい。トンネル排砂が長期維持可能で、巨岩混入による塞止などの支障発生時の修復が容易に可能であれば、これを併用するのも一案である。

調査・検討にあたっては、下流河川への影響、環境回復効果のモニタリングについて十分に考えておく必要がある。運ばれた土砂について、期間、量、土砂の粒径組成など、数多くの問題について逐一調査検討し解決していかなければ下流域での河床の安定による、生態系の回復はありえない。なお、山地を縫って流れる溪流は急勾配をなしており、これら溪流を取り巻く山腹斜面からは絶えず土砂を生産し流出している現象に鑑み、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携の実現を願ってやまない。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-51	5.2.6	オオサンショウウオの生息環境を保全する(木津川上流)	木津川上流

●基礎原案（具体的な整備内容）

オオサンショウウオの生息環境を保全する。

＜基礎原案への意見＞

オオサンショウウオの生息環境の保全は、着実な効果が上がるよう慎重に検討するべきである。

オオサンショウウオの有効な保全策が確立されていない現状を踏まえると、整備内容シートに記載の試験地のモニタリングでは、生息環境の保全が保証されるとは考えられない。人工巢穴についても造らない方がよいという意見もあり、慎重な対応が必要である。また、提言の趣旨からすれば、食物連鎖構造の上位捕食者の過剰な繁殖は生態系のバランスをくずすおそれがあり、オオサンショウウオのみの保護だけでなく、河川生態系全体を保全する観点で事業を計画することが求められる。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-53	5.2.6	オオサンショウウオの生息環境を保全する(木津川上流)	木津川上流

●基礎案（具体的な整備内容）

オオサンショウウオの生息環境を保全する。

＜事業進捗報告への意見＞

ここでは、ダム建設を前提として検討内容シートについて、次の通り意見を述べることにする。①試行的に行った保全処置の検討を十分に行い、ダム建設の影響について、信頼性の高い予測を得て、ダム建設の意思決定に活かしてほしい。②9年間もの間、調査が行われたにもかかわらず、ダム建設予定地の個体数推定すら十分に行えていない現状を踏まえ、十分かつ効率的な調査を行ってほしい。人工巢穴の設置を考える場合も、コンクリート製でなく自然石を使うなどの配慮が必要であろう。

治水

【治水・防災】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会（仮称）	淀川流域
●基礎原案（具体的な整備内容） 河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の1）から3）の項目について検討・実施する。 ●検討・実施内容 1）自分で守る（情報伝達、避難体制整備） 2）みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用） 3）地域で守る（街づくり、地域整備）			
＜基礎原案への意見＞ 早急に「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」準備会議を設置して、協議会の目的・組織・構成員などについて検討し、早期に発足させる必要がある。 事業の実施に際しては、下記事項に配慮することが必要である。 ・どのような洪水にも対応できるための流域対応を充実させる。 ・上記協議会を設置し、防災機関（組織）と住民（個人）の連携の強化をはかる。 ・協議会の対象範囲を大臣管理区間以外に積極的に拡大する。 ・情報公開 ・既存組織との連携			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会（仮称）	淀川流域
●基礎案（具体的な整備内容） 河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の1）から3）の項目について検討・実施する。 ・検討・実施内容 1）自分で守る（情報伝達、避難体制整備） 2）みんなで守る（水防活動、河川管理施設の運用） 3）地域で守る（街づくり、地域整備）			
＜事業進捗報告への意見＞ 「水害に強い地域づくり協議会」の考え方は、当委員会が意見書においてその設置の必要性とその組織の中味の早期検討を提案したものであるが、河川管理者はこの提案を参考に、16年1月には木津川右岸・宇治川左岸地区（4市4町）において、9月には木津川左岸地区（2市2町）において「首長会議」および「行政WG」をそれぞれ1回ずつ開催し、「地域の現状と課題」や、「協議会設置についての認識」などについて意見交換に取り組まれた。このことは、淀川水系流域委員会（以下、委員会と言う）が新たな治水方策について提案したソフト事業から、有効と思われる施策は、河川整備計画の策定を待たずとも出来ることからどんどんやって行く、という河川管理者の積極的な姿勢の現れであり、この意欲的なチャレンジは高く評価される。これらの会議での議論や発言を見ると、すでに地先におけるさまざまな課題や問題点が生々しく語られ今後、何をどのようにすべきかと言う具体的な方向性が見えているといえるのではないかと考えられる。 しかし、現段階では、未だ市町村行政との意見交換レベルであり、今後はできるだけ速やかに、住民・住民団体によって構成する「住民会議」を立ち上げ、諸行政機関との連携のしくみを整えることが重要である。 「住民会議」の立ち上げについては、これまでのような行政主導で、既成の水防団・消防団・町内会・自治会などを利用したトップダウン方式ではなく、これら既存のネットワークを視野に置き、活用しつつも、その枠組みにとらわれることなく、「いざと言うとき」に、まず人命（特に災害弱者）だけを優先的に避難・救助できる実際的かつ機能的な仕組みと、日ごろからの地域の「近所づきあい」とも言うべき近隣関係をベースにした防災のしくみを構築することを念頭に置いて取り組むべきである。			

これを実現する方策としては、委員会の提言により河川管理者が流域各地で鋭意実施してきた「ファシリテータを置いた対話集会」の手法とノウハウを十二分に活用すべきである。この「対話集会」の中で、その地域がどのような治水レベルにあるのか、その地域では過去にどのような災害があったのか、などの情報を徹底して公開するとともに、「堤防は切れるものだ」という実状を実感してもらうための現地見学や映像を含む情報提供、最近の水害被災者の報告と意見交換なども実施し、そのような一連のプロセスの中から（河川レンジャー候補の掘り起こしも意識しつつ）一定の地先で安全確保のリーダーとなれる人材やグループを見出し、あるいは形成する試みを実施することが必要である。

また、「住民会議」は大きな組織で画一的に行うのではなく、小さな単位で、地域の住民が参加しやすく、身近な学習会のような形で積み重ねることにより、一人でも多くの地域住民が関心を持つことができるようにする工夫も必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-6-1 ～6-5	5. 3. 1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川
●基礎原案（具体的な整備内容） ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の各地区は、完成を目指し、継続して実施する。 治水-6-1 点野地区 治水-6-2 新町地区 治水-6-3 江川地区 治水-6-4 牧野北町地区 関係行政機関と調整中の下記地区は、早急に事業着手を目指す。 治水-6-5 大庭地区			
<基礎原案への意見> 治水-5に同じ			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-2	5. 3. 1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川 （地点：新町）
●基礎案（具体的な整備内容） ・高規格堤防 現在、高規格堤防を整備中の新町地区は、完成を目指し、継続して実施する。			
<事業進捗報告への意見> 整備による治水効果、都市環境向上効果等の調査が必要である。 淀川左岸は、重点的に高規格堤防がすすめられているが、堤防完成後、町側への越水状況の変化によるハザードマップの見直しなどが必要である。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-9	5. 3. 1	堤防補強	淀川
●基礎原案（具体的な整備内容） 緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。 淀川 約 39km 桂川 約 6km 木津川下流 約 13km 木津川上流 約 1km 猪名川 約 5km 宇治川 約 27km 瀬田川 約 3km （各箇所については個別に記す） ＊1 km未満の延長は切り上げて表示している			

＜基礎原案への意見＞

堤防補強については、堤防補強の必要な箇所の調査を早急に実施し、「淀川堤防強化検討委員会」で決定された補強手法で早期に実施する必要があるが、実施後の堤防機能についてのモニタリング調査が必要である。また、新たな工法の試験施工を行い、積極的に実用化をはかる必要がある。

これまでの堤防強化では、鎧型工法（アーマー堤防）が多用されているが、堤防法面の植生の撤去が必要なことや、堤体が従前のままでは、堤防本体の脆弱性による耐震性の問題がある。今後は、従来型に対して下記メリットを有する混成堤防（ハイブリッド堤防）の実用化を推進するべきである。環境を重視した川づくりの成否はこれにかかっている。

- ・スーパー堤防に比べて安価である。
- ・新たな用地が不要である。
- ・堤防法面の植生等を乱さない。
- ・越水しても破堤しにくい。

ただし、下記事項について検討することも必要である。

- ・地下水への影響
- ・強度、耐久性、耐震性

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-9	5. 3. 1	堤防補強	淀川

●基礎案（具体的な整備内容）

緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。

淀川 約	39km
桂川 約	6km
木津川下流	約 13km
木津川上流	約 1km
猪名川	約 5km
宇治川	約 27km
瀬田川	約 3km

（各箇所については個別に記す）

1 km未満の延長は切り上げて表示している。

＜事業進捗報告への意見＞

今年発生した新潟・福島水害、福井豪雨水害、台風23号による各地の水害などいずれも破堤による大水害が多発したが、今後の治水対策を考えると、改めてこれまでの治水対策を抜本的に見直す必要があると痛感した。これらは未曾有の集中豪雨による水害とは言え、「既設の堤防はこれほどまでに軟弱だったのか！」という思いと、「ダムの効果は極めて限定的だった」という受け取り方が大方の認識であろう。堤防が住民を守れなかったことから、「河川管理者はこれまで何をしていたのか！」という河川行政に対する住民の批判は到底避けられないであろう。

一般に破堤の原因として越水、洗掘、浸透、パイピング現象などが挙げられるが、破堤直前の堤防の状況を考えると、これらの現象がそれぞれ個別に起こって破堤に至るのではなく、洪水の現場ではこれらが平衡しかつ複合しているのが通常であると考えられる。このような状況になっても、破堤さえしなければ甚大な被害、壊滅的な被害は回避できるにちがいない。越水しても破堤しない堤防、洗掘されても破堤しない堤防、浸透しても破堤しない堤防、さらにはこれらの現象が複合的に発生しても破堤しない堤防が求められる。河川管理者は高規格堤防、いわゆるスーパー堤防の整備を推進するとしているが、これは破堤はしないものの、都市計画やまちづくりとの兼ね合いで事業実施までの調整に長期間を要し、用地買収、建設費などのコストも高く、河川景観上も問題があり、沿川全体に整備すると言うわけには行かない。

このような観点から「淀川堤防強化検討研究会」の答申を見ると、検討の内容および結果が従来の堤防の常識の域を越えるものではなく、ここからは堤防本体の脆弱性を改善する抜本的かつ有効な対策を期待することができないと言わざるを得ない。なぜ土堤原則を越えた画期的な堤防を検討すらしようとしないのか疑問に思う。委員会は、先に「提言」において「ハイブリッド堤防」（混成堤防）の検討を提案し、その後意見書においても地下水への影響や強度、耐久性、耐震性について検討し、実用化を推進すべきとした。「第二次淀川堤防強化検討委員会」を立ち上げ、これまでのすべての枠組みを外し、委員会の提案

を尊重しつつ、海外の事例も参考にしながら、一から淀川の特性に適した強靱な堤防の整備のあり方を検討し直すべきである。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-12-1 ～12-9	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）
●基礎原案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （地区ごとに設定） （調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施）			
<基礎原案への意見> 治水－9に同じ			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水 -12-6-2	5.3.1	堤防補強	木津川（下流）（地点：下津屋②）
●基礎案（具体的な整備内容） ・堤防詳細調査実施延長 （調査の結果必要な箇所では堤防補強を実施） 約800m			
<事業進捗報告への意見> 下流側の一部区間（約80m）について川表側のみすでに工事を終えており、人家迫る地区でもあり、残りの工事を速やかに実施していただきたい。実施後は堤防補強効果の検証が必要なのというまでもない。当該工事区間のほとんどを占める未舗装の天端が舗装される計画であるが、上流側に堤外への車両進入路があり、河川敷での違法な耕作を容易にする原因のひとつとなっている。当該区間河川敷で広範囲にわたって違法に行われている耕作、工作物設置について、堤防補強、横断方向の河川形状の修復と同時に是正がはかれるのは望ましい方向である。今後他地区においても推進が必要である。			

利水

【利水】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
●基礎原案(具体的な整備内容) 利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。 淀川水系水利権許可件数(直轄処分) ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内:慣行 49件) ・その他用水 15件			
＜基礎原案への意見＞ 「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。 利水者の水需要については、水利権の許可件数延241件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。 まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
●基礎案(具体的な整備内容) 利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。 淀川水系水利権許可件数(直轄処分) ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内:慣行 49件) ・その他用水 15件			
＜事業進捗報告への意見＞ 利水に関する具体的な整備内容として、まず「利水者の水需要の精査確認」を実施することが重要かつ緊急の課題である。大切なことは、「何のための精査確認か」ということである。 現状において水需要予測が実績と乖離した過大なものとなっていることを十分認識し、「水供給管理」から「水需要管理」へという新たな利水の理念転換の下で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」という考え方に基づき、「水需要の抑制」という視点から本当に必要な水需要を「精査確認」する必要があるということを正しく認識しなくてはならない。水需要予測の精度の点検、その向上のための方策を講じていくことも重要である。 現在精査・確認の対象とされているのは、新設ダム関連の水道事業のみにとどまっており、農業用水のいわゆる慣行水利権についても、水利権量と実際の使用量の乖離の状況ならびに取水実態の精査を行			

った上で許可水利権移行を進める必要がある。

なお、現在の淀川水系における水利権とその許可期限について、平成 15 年 10 月 9 日に河川管理者から提供された資料によると、平成 15 年以前に期限が到来したもので申請内容補正中のもの及び協議中のものが 17 件あり、また、昭和 61 年から保留というものもある。平成 16 年 3 月を期限とする 25 件も含めて、早急に審査を行ないその結果を公表する必要がある。また、平成 17 年 3 月を期限とする 16 件について今後どのように審査しようとしているのかも明確にすべきである。

・平成 15 年以前期限の 17 件：農業用水 12 件、水道用水 4 件、発電用水 1 件

・平成 16 年 3 月期限の 25 件：工業用水 5 件、農業用水 14 件、水道用水 2 件、発電用水 4 件

・平成 17 年 3 月期限の 16 件：工業用水 4 件、農業用水 3 件、水道用水 6 件、その他 3 件

なお、今後期限が来るものについては審査を迅速に行ない、その都度結果を公表する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-

●基礎原案(具体的な整備内容)

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。

○大阪臨海工業用水道

○大阪府営工業用水道

○尼崎市営工業用水道

2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。

＜基礎原案への意見＞

水利権の見直しと利水者間の用途間転用については積極的に実施する必要がある。農業用水の水利権については、慣行水利権の実態把握や許可水利権化の促進が重要であり、積極的に進める必要がある。

利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整としているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くないとしているが、降雨量の経年変化の傾向を判断するにはさらに慎重な検討が必要である。また、近年の「利水安全度評価」の算出基準が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。

なお、農業用水の慣行水利権を許可水利権化することについては促進を期待するが、地域の水環境に関して、農業用水路の農閑期を含めた通年通水などによる潤い豊かな環境保全・創出、生物の生息・生育環境に対する考慮が望まれる。とくに河川と農業用水路との間の生物の往来を保証するため、河川と水路双方の構造的検討について従来の行政の枠組みを越えた連携を求める。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-

●基礎案(具体的な整備内容)

水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。

1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。

○大阪府営工業用水道

○尼崎市営工業用水道

2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性に確保に配慮する。

＜事業進捗報告への意見＞

利水に関する具体的な整備内容として、「利水者間の用途転用や農業用水の水利権見直し」を実施することは、重要な課題であり、各利水者の水需要についての厳格な精査確認の下で、関係機関との調整

を実施する必要があるが、「利水安全度の確保」という曖昧な名目のもとに、安易に新たな水需要を容認するものであってはならない。「利水安全度」の概念や具体的内容については、だれもが納得できる明確なものとして公表し、安全度の評価については学識経験者や住民の意見を聴取するしくみを設けることが「水需要管理」の主旨に適合と考える。

「水利権の見直しと用途間転用」という整備内容は、新しい利水の理念としての「水需要の管理」の考え方の下で、「水需要の抑制」という目的に資することとして検討、実施することが必要なのである。言うまでもなく、生物の生息・生育環境の保全、潤い豊かな自然環境の創出といった観点も含めて、地域の水循環にも配慮して、従来の行政の枠組みを超えて流域全体の水需要の管理を旨すべきである。併せて委員会が基礎原案に述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-4	5. 4	渇水対策会議の改正を調整	-

●基礎原案（具体的な整備内容）

従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

利水者、関係自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策のほか、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

＜基礎原案への意見＞

「渇水対策会議の改正を調整」は概ね適切と判断される。「各利水者間の安定供給確保への努力（投資）に応じた取水制限の考え方」は、投資力のある利水者が有利になるような、弱者切り捨てにつながる恐れがあるので、再検討されたい。

渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うために開催される「渇水対策会議」を、平常時から水利用実態を把握し、効率的な利水運用をはかる組織に改正することは重要である。しかし、現在でもできる種々の施策、例えば、水需要の精査確認や水需要予測手法・原単位などの公表などがなおざりにされている現状から考えると、河川管理者の意識改革が必要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-4	5. 4	渇水対策会議の改正を調整	-

●基礎案（具体的な整備内容）

従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。

利水者、自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

＜事業進捗報告への意見＞

利水に関する具体的な整備内容として、「渇水対策会議」を、「平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整し、かつ、住民の実践的行動を提起できる組織」とすることは、きわめて要を得たことで、その推進が期待されるところである。

しかし、重要なことは、渇水対策会議を、真に水需要抑制を実現させる組織に再編成するためには、会議が関係機関による単なる意見交換の場に終ったり、また、関係機関・地域住民に対するPR等の掛け声を行うに止まるものであってはならず、住民組織や学識経験者などの参加により具体的に水需要抑制に結びつく効果的な事業・活動を実行しうる権限を有する組織に変える必要がある。

利用

【利用】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-14	5. 5. 3	船舶航行環境影響検討	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) ・船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。 ●検討内容 ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。			
＜基礎原案への意見＞ 河川における船舶の航行は、水質をはじめ、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討が必要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-14	5. 5. 3	船舶航行環境影響検討	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) ・船舶の航行が河川環境に与える影響についても調査、検討を行う。 ●検討内容 ・船舶航行による航走波、騒音及び水質等への影響を航行実験により調査、検討を行う。			
＜事業進捗報告への意見＞ 流域委員会は意見書で舟運の復活について、環境への影響が大きいため、総合的かつ慎重な調査検討を求めた。しかしながらその後の調査検討において、環境面の継続モニタリングが十分なされているのか今回の報告では不明である。船舶の航行が河川・河岸環境・水質に及ぼす影響として一般に航走波・航走音・水質悪化・底泥巻き上げによる汚濁・排気ガス汚染・燃料油油濁汚染などが考えられる。河川環境の保全を優先して考えると舟運復活は控え目の開発が望ましい。大災害発生時の水上緊急輸送を主たる目的とする船運は進めるべきであるが、観光のための舟運は慎重にするべきである。航路や航行範囲は限定し、舟運のための河床掘削、低水護岸、水制工設置などの大規模改修は最小限に止めるべきである。 平成 16 年 3 月に開催された第 5 回淀川大堰閘門検討委員会に提出された資料によれば、航走波による影響、越波、底泥巻き上げ調査などが実施されたのは平成 15 年 10 月 11, 12 両日のみにすぎない。しかし同検討委員会への報告資料には、これをもって「環境影響に関する基礎的な調査は一通り終えた。」と記されている。今回の「調査・検討」は、環境面からの調査としては不十分と言わざるを得ない。今後も試行とモニタリングを継続し、環境影響の回避を真摯に検討する必要がある。			

維持

【維持管理】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-4	5. 6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川
●基礎原案(具体的な整備内容) ○老朽化対策の実施 施設の信頼性向上と長寿命化を図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する ・淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設 ・瀬田川洗堰 ・その他の排水機場・水閘門等河川管理施設			
＜基礎原案への意見＞ 河川管理施設は河川管理の原点として、重視する必要がある、老朽化したものについては、適宜、補修・補強・更新を実施し信頼性の向上、長寿命化、維持費縮減をはかる必要がある。 施設の老朽化対策は、新しい診断技術の研究・開発、保守点検マニュアルの改訂・整備、技術員のスキルアップのための研修などにより、信頼性の向上、長寿命化、維持費縮減をめざして、適宜、補修・補強・更新を実施するべきである。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-4	5. 6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川
●基礎案(具体的な整備内容) ○老朽化対策の実施 施設の信頼性の向上と長寿命化を図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する ・淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設 ・瀬田川洗堰 ・その他の排水機場・水閘門等河川管理施設			
＜事業進捗報告への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 淀川水系の河川管理施設について長期的使用・信頼性向上のため、順次点検・修繕・設備更新を行なうことは、充実した河川管理・河川事故防止の観点から必要である。また、これらの多くは1960年代から1980年代にかけて設置され、鉄扉が多く腐朽の進行が懸念される。南郷洗堰扉体のステンレス化もごく最近である。今後、30年間にわたって使用していくため、補修コストの縮減・信頼性の向上など代替方法について十分な調査・検討を行なって、老朽化対策を万漏なきよう計画・実施すべきである。また設備更新に当たって、デザインや色彩など、河川景観、都市景観など周辺の景観に調和するよう配慮する必要がある。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-5	5. 6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川
●基礎原案(具体的な整備内容) 2) 堤防・護岸以外の河川管理施設 ②歴史・文化的価値のある施設の保存 過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。 ○旧毛馬閘門及び洗堰 ○三栖閘門及び洗堰 ○南郷洗堰			
＜基礎原案への意見＞ 歴史・文化的価値のある施設の保全は、河川や河川行政についての理解を深めるために大変意義があり、積極的に推進する必要がある。 歴史・文化的価値のある施設の保存、公開を通じて近代河川事業のあゆみを後世につたえる事業は河川や河川行政について理解を深めるために大変意義があり推進するべきである。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川
●基礎案（具体的な整備内容） 2) 堤防・護岸以外の河川管理施設 ②歴史・文化的価値のある施設の保存 過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。 ○旧毛馬閘門及び洗堰 ○三栖閘門及び洗堰 ○南郷洗堰 その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する。 ●事業の数量・諸元等 ○施設の点検整備及び維持修繕			
＜事業進捗報告への意見＞ 基礎案に掲げられた方針は概ね適切であるが、委員会が基礎原案について述べた意見を再度検討・反映して事業を実施する必要がある。 維持・修理・保全にあたって、地域の人々が参加して管理者と景観・周辺整備や利用について協議・協働するしくみや場を設けることが望ましい。			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-17	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
●基礎原案（具体的な整備内容） ○水難事故防止のため、水難事故防止協議会（仮称）を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。 ○危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。 ●事業の数量・諸元等 ○水難事故防止協議会（仮称）を設置 ○パンフレット等の作成・配布（継続実施） ○川の安全利用に関する講座や学習活動（継続実施） ○河川における安全利用点検（継続実施） ○既存情報掲示板の活用 ○看板の設置 ○HPによる危険箇所等の情報提供 ○インターネットやiモードによる水文情報提供			
＜基礎原案への意見＞ 水難事故防止対策の継続的検討、対策の実施、協議会の設置は推進する必要がある。 以下の点に配慮して、実施・検討する必要がある。 ・水難事故の事例分析を行い今後の対策の基礎とすること。 ・垂直護岸の安全対策の検討など河川構造や管理のあり方の研究が必要である。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-18	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川
●基礎案（具体的な整備内容） ○水難事故防止のため、水難事故防止協議会（仮称）を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。 ○危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。 ●事業の数量・諸元等 ○水難事故防止協議会（仮称）を設置 ○パンフレット等の作成・配布（継続実施） ○川の安全利用に関する講座や学習活動（継続実施） ○河川における安全利用点検（継続実施） ○既存情報掲示板の活用			

- 看板の設置
- HPによる危険箇所等の情報提供
- インターネットやiモードによる水文情報提供

＜事業進捗報告への意見＞

水難事故の防止は、河川環境学習の取り組み、河川レンジャー制度、河川保全利用委員会、水害に強い地域づくり協議会、学校教育・高齢者福祉行政等との連携の枠組みの中で実施できるのではないかと考える。

水難事故は、往々にして河川という自然についての理解の不足または欠如、自己の能力過信または判断の誤り、危険情報の軽視や無視、地元住民とのコミュニケーション不十分などが原因で発生することが多い。住民が普段から河川と付き合い、河川維持管理や河川体験学習に参加し、河川レンジャーや水害につよい地域づくり協議会などの活用によって、普段から住民相互が河川の特性、気象などについて学び、語り合う機会や場を設け理解を深めることが重要である。

水難事故防止協議会の設置については、上記の各施策・制度等の併用や連携について十分検討することが必要である。また、名称については、「河川安全利用推進協議会」が望ましい。河川改修や河川施設の整備にあたっては、過去の水難事故の発生原因の調査・検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの危険性評価に関する知見の蓄積と技術向上が重要である。

関連施策

【関連施策】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
関連施策-1	5. 8. 1	国営公園整備	淀川
●基礎原案(具体的な整備内容) 河川整備計画との整合を図りつつ、「基本計画改定委員会(仮称)」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。 1) 老朽化施設の更新・補修 2) 既存施設の維持管理 3) 既存施設のバリアフリー化の推進			
＜基礎原案への意見＞ 淀川河川公園の整備は、河川の特性を十分活かした利用形態に戻すために、自然再生・再自然化をはかる必要がある。 淀川の高水敷に人工的に整備されたグラウンドなどのスポーツ施設は、本来の淀川の生態系を分断しており、河川の特性を十分活かした利用形態に戻すために、自然再生・再自然化をはかる必要がある。 見直しの検討にあたっては下記の事項についての配慮が必要である。 ・「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」には学識経験者、自治体に加えて住民・住民団体を参加させること。 ・「堤防補強対策の実施と連携した高水敷における公園の一体的整備の検討」については、水陸移行帯を復活させる工夫をすること。 ・老朽化施設の更新・補修についても、環境に配慮しながら周辺の自然環境に融合したものとする。 ・園内への植栽が、河川への外来種の導入につながらないように注意すること。			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
関連施策-1	5. 8. 1	国営公園整備	淀川
●基礎案(具体的な整備内容) 本整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。 1) 老朽化施設の更新・補修 2) 既存施設の維持管理 3) 既存施設のバリアフリー化の推進			
＜事業進捗報告への意見＞ 公園整備の方針では、2004年6月に公布された景観法も踏まえて、景観面からも検討する必要がある。検討項目に入れるべきである。淀川は三川合流から大阪湾河口に至る大河川であり、流域は変化に富んでいるため、淀川河川公園の名にふさわしい多様な景観の保全と創出を検討すべきである。またそれは高水敷と水面で構成された堤外の景観だけでなく、堤外と堤内を一体的に連続したものとして考えることも必要である。 老朽化施設の更新・補修には景観を含む河川環境に十分配慮することが必要である。既存施設の維持管理やバリアフリー化にあたっては生態系保全の見地からいきすぎた整備は控えるべきである。 整備シートでは、老朽化施設の更新・補修および維持管理・バリアフリー化の例として写真が示されているが、整備計画進捗報告資料で示された公園利用状況を示すのに「枚方地区」及び「鳥飼西地区」の写真を例示した意図について説明すべきだろう。また、自然地区・野草地区・施設地区・景観保全地区それぞれについて写真を例示し、地区区分の妥当性についても検討すべきである。			